平成２４年（フ）第９号
宮城県大崎市岩出山字大学町２番地12
債務者　本多　　優
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５号
宮城県遠田郡涌谷町字新町裏79番地４
債務者　松崎雄一郎
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８７３９号
大阪府和泉市寺門町１丁目１番１―303号、住民票上の住所大阪府高石市綾園４丁目５番27―702号
債務者　中谷　康人
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋詰　福子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４９号
大阪府池田市緑丘１丁目２番17―309号
債務者　越　　實
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　柾文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１号
大阪府豊中市庄内西町４丁目17番19号
債務者　日髙　哲夫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋詰　福子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１号
愛知県刈谷市東刈谷町３丁目７番地５　パークハイツ東刈谷104号
債務者　柴田　浩司
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
函館市乃木町３番６号
債務者　伊早坂祐子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０５号
岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞524番地
債務者　水谷日出夫
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
和歌山県田辺市上秋津4196番地の22
債務者　竹中　伸江
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１６１号
山口県宇部市床波２丁目８番19―101号、旧住所山口県山口市名田島351番地
債務者　岡村　雅代（旧姓脇）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８３１０号
大阪市港区池島３丁目１番11―102号
債務者　柳田　伸一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１７号
大阪府茨木市島２丁目14番９号
債務者　濵野　　澪
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１９号
大阪市平野区喜連２丁目５番23―308号
債務者　瀧野　正教
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３４号
大阪府摂津市一津屋１丁目13番13―205号
債務者　坂本　賢護
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７６号
大阪市西淀川区佃３丁目７番24号
債務者　中元　義裕
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５４３号
大阪市城東区関目５丁目19番９―107号、前住所大阪市中央区高津３丁目15番12―501号
債務者　中島めぐみ
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４５号
大阪市淀川区東三国２丁目12番47号　オレンジハイツ202号
債務者　島田　優樹
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部